

## 張麟之の郷貫について

三 沢 諄 治 郎

### 1

張麟之は人も知る如く南宋の代に「指微韻鏡」を始めて公刊した人物である。それ故に今伝わる指微韻鏡は一名を張氏韻鏡とも呼ばれて、中国音韻史の研究上に重要な地位を占める書ではあるが、張氏その人の名は他の文献に再見するところが無く、その本貫も定かでない。尤も、指微韻鏡の巻頭に張氏の序文と解説とがあって、それに成立の年月と張氏の郷貫とおぼしい地名と、彼自身の署名とが見えるが、この序文には第1序と第2序とがあり、その書かれた年月は二つの序文の間に42年ほどの前後差がある。郷貫とおぼしい記載も第1序には

紹興辛巳七月朔・三山・張麟之・子儀・謹識。

とあるけれども、第2序には

嘉泰三年二月朔・東浦・張麟之・序。

とあって「三山」「東浦」を序文成立当時の彼の居住地だったとすれば、果して何れの地方のどの辺に当ろうか、いろいろ考えるわけだが未だそれを明確に突きとめた人は無い。

張氏の郷貫について云々するわけは、前記した張氏の韻鏡についての序文ならびに解説（両者を併せて序例という）によると、張氏の在世時即ち南宋代の実際音韻と、かれの伝えた指微韻鏡の表面にあらわれている音韻との間に若干の差が窺取せられ、それが時代差と共に地方差をも意味していると思われるからで、つまり張氏が北方の人か南方の人かに依って韻鏡面との差が意味づけられ、ひいては韻鏡面の音韻を理解する上の有力な資料となるからである。（注1）

三山・東浦の所在を突きとめかねる主な理由は、三山という地名が余りにも方々にあり過ぎ、反対に東浦という名は殆ど文献に見ることができないからである。軽く考えると、東浦という地名を専ら探し出して、有り余る三山の何れか一つと結びつけば、大てい張氏の郷里の方処は定まろうと判断し勝ちであり、筆者も相当の期間そう考えたのであったが、それは安易に過ぎる考え方だと気がついた。前記したように第1序と第2序との間には42年の歳月が流れているのであるから、初め三山に居って後に東浦に移ったということが十分に考え得る。若し第1序も第2序も同一の土地で成立したものと仮定するならば、そのような場合に、先には三山と書き、後には東浦と書くものだろうか。多くの人物の中には勿論そうした例がないとは云えまいが、ここでは、そういう考え方は少なくとも第二次的なものに見ねばならない。第一次的には42年の前と後とで住所の移動があったものと見るのが至当な考え方であると気がついた。

## 2

この問題について一言を費やした先学たちの考はどうであったか、管見の及ぶ範囲で主要なものを拾いあげて見よう。

## ▼指微韻鏡私抄略（覚算・1404年）

三山トハ郡ノ名ナリ、福州ニ三山郡アリ。東浦ハ地名ナリ。

## ▼韻鏡切要抄（往誉・1626）

三山トイフハ郡ノ名ナリ、福州ニ三山ノ郡アリ。東浦トハ地ノ名ナリ。

## ▼韻鏡開奩（宥朔・1627）

三山ハ郡ノ名、福州ニ三山郡アリ。

（東浦については記述がない）

## ▼韻鏡遮中抄（太田嘉方・1663）

福州「三山」郡。

（東浦については記述がない）

## ▼韻鏡指南抄（太田嘉方・1671）

三山ハ福州ニ三山郡アリ。

（東浦については記述がない）

## ▼韻鏡易解（盛典・1691）

三山・福州ノ郡ノ名ナリ。東浦・所住ノ名。

## ▼婦元韻鏡（岡玉摩・1698）

三山ハ郡ノ名、吳域ノ福州ニアリ、張氏出産ノ所ゾ。東浦ト云フ所ニテ是ノ序ヲ書クトナリ。

## ▼韻鏡詳解評林（著者不明・1702）

三山・方輿勝覽ニ曰ク、福州府ノ三山郡ハ婦安県ノ西南八十三里ニ在リ。  
（東浦については記述がない）

## ▼韻鏡諸抄大成（馬場信武・1705）

三山ハ郡ノ名、吳城ノ福州ニアリ。張氏生産ノ所ナリ。大明一統志・卷七十四、福州府ニ三山郡アリ。東浦ハ地ノ名ナリ。……東浦ト云フ所ニテ是ノ序ヲ書クトナリ。

## ▼韻鏡易解大全（盛典・1714）

三山・福州ノ郡ノ名ナリ。東浦ハ所住ノ県ノ名ナリ。

## ▼韻鑑古義標註（河野通清・1726）

三山ハ大明一統志・卷七十四ニ福州府ノ郡ヲ三山ト名ヅク。註ニ云、九仙ト鳥石ト越王トノ三山俱ニ城中ニ在リ、故ニ名ヅクト。然レドモ三山ノ名ハ余ノ処ニ又コレ有リ。常州府オヨビ安吉州・金陵、並ニ三山アリ。東浦ハ何レノ州ニ属在スルカヲ知ラズ。是レ未ダ張氏ノ紀伝ヲ詳ニセザル所以ナリ。次ノ序ニ謂フ所ノ三山モ亦復之レニ同ジ。今按ズルニ東浦或ハ東歩ニ作ルコトアリ。（下略）

（以上は巻上に記すところ）

三山トハ大明一統志・九十卷ノ内、名跡ノ三山ト号スル者十二処アリ。今、張氏ノ三山ノ如キ未ダ何レノ州ニ属スルコトヲ詳ニセズ。蓋シ来哲ヲ俟ツノミ。予按ズルニ、一統志・卷六ニ云、応天府、古ノ金陵ノ三山ハ応天府ノ西南五十七里ニアリ、下、大江ニ臨ミテ三峯排列ス、故ニ名ヅク。……唐ノ李白ガ詩ニ、三山半バ落ツ青天ノ外トイヘル是レナリ。同卷十二云、常州府ノ三山。同卷二十五ニ広寧ノ三山アリ。同卷二十六

ニ云、開封府ノ三山。同卷三十一ニ云、汝寧府ノ三山。同卷三十七ニ云、寧夏衛ノ三山。同卷四十二ニ云、湖州府ノ三山、古ノ安吉州ナリ。同卷四十二ニ云、金華府ノ三山。同卷六十一ニ云、徳安府ノ三山。同卷七十四ニ云、福州府ノ三山。同卷八十一ニ云、潮州府ノ三山。同卷八十二ニ云、廉州府ノ三山。余ハ未ダ詳カニ之ヲ考ヘズ。

((以上補遺に収む))

上のように、河野通清以外はただ三山を福州の三山と云っただけで、確かな依り所を示していないといってよい。東浦にいたっては一人としてその見当さえついていないのである。

そこで今度は諸橋博士の「大漢和辞典」を抜いてその語るところを挙げてみよう。((……は便宜上省略の部分))

### 三 山 (1)山 名

- (イ)満洲・遼寧省・綏中県の前衛西北。〔読史方輿紀要〕……三山在衛西北三十里，高数千仞，三峯並秀。
- (ロ)江蘇省・江寧県の西南。一名護国山……。〔李白・登金陵鳳凰台詩〕三山半落青天外。
- (ハ)江蘇省・江寧県の西南。〔読史方輿紀要・江南・江寧府・江寧県〕三山在府城西南六十七里，三峯排列，下臨大江。
- (ニ)江蘇省・呉県の西南。〔水経・……〕太湖中・有大雷小雷三山，亦謂之三山湖。〔皎然・古別離詩〕太湖三山口，呉王在時道。
- (ホ)安徽省・繁昌県の東北。老子・方丈・秦望の三峯がある。〔読史方輿紀要・江南・太平府・繁昌県〕三山磯・県東北四十里。
- (ヘ)安徽省・来安県の東。〔読史方輿紀要・江南……来安県〕三山，在県東二十里，三峯並峙。
- (ト)福建省城の中。〔曾鞏・道山亭記〕城中凡有三山，東曰九仙，西曰閩山，北曰越王。〔読史方輿紀要・福建・福州府・侯官県〕越王山……九仙山……又烏石山，在府城内西南隅与九仙山東西對峙，唐天宝八載，改曰閩山……三山皆在城中，故郡有三山之名。

(7) 広東省・揭陽県の西。〔読史方輿紀要〕……。

(7) 山東省…掖県北海（三山島）。

以上の通り、而して大漢和辞典には地名としての「東浦」という項目を発見することができない。

### 3

河野通清の挙げた大明一統志の地名と諸橋大漢和の挙げた三山とを比較して、その同一地であろうと思われるものを見当をつけてみたいと思い、又、別に「中国地名大辞典」その他の寓目するものを併記すると次のようになる。①②③の符号は一統志のもの、④⑤⑥の符号は大漢和のもの、⑦⑧⑨の符号は地名辞典その他のものである。

① 金陵の三山（江蘇省）。

④ 江寧県の西南（同省）。

⑤ 江寧県の西南（同省）。

② 常州府の三山（江蘇省、今武進県）。

③ 広寧の三山（広東省）。

④ 開封府の三山（河南省）。

⑤ 汝寧府の三山（同省、今汝南県）。

⑥ 寧夏衛の三山（甘肅省）。

⑦ 湖州府の三山（浙江省、今吳興県）。

⑧ 吳県の西南（同省）。

⑧ 金華府の三山（同省）。

⑨ 余姚県の三山镇（同省）（？）

⑨ 徳安府の三山（江西省）。

⑩ 福州府の三山（福建省、今閩侯県）。

⑪ 福建省城の中（同省）。

⑫ 福建省・清県東南五十里（同省）。

⑪ 潮州府の三山（広東省、今潮安県）。

⑦ 揭陽県の西（同省）。

⑫廉州府の三山（同省，今合浦県）。

⑬淵鑑類函「三山在欽州上」（同省）（？）

⑭唐詩選卷三，岑参「送張子尉南海」海暗三山雨 花明五嶺春（？）

⑮繁昌県の東北（安徽省）。

⑯三山鎮（同省蕪湖県西南四十里）。

⑰来安県の三山（同省）。

⑱掖県の三山島（山東省）。

⑲綏中県の三山（遼寧省）。

大漢和の㊸と㊹とは現代の地図を按ずるにどうやら同一箇所を指しているようである。この外、「淵鑑類函」には、

㊺孝感県の三山（湖北省）

を挙げているが詳しくは知るすべもない。

現代の地図の上で明らかに三山という名を掲げているのは⑮の繁昌県と⑰の来安県の三山である。而してこれらを概観するに、三山という名称は三峯連立の所に名づけられるのが常で、時には海上や湖中の三島を指すこともあるが、これとても三峯遠近に相連なるの意に外ならない。随ってその名称たるや、たまたま詩によまれて有名になるか、或は府城に近く曳筈に便であるか、歴史的に高名であるかしない限りはその地方だけに通用する狭い名であろうと想像される。そこで、もし此の三山を署名の上に冠するとすれば、三山という名の土地で生れたか、名勝三山の近くに棲むかによるものであろう。然し、三山という名称が右のように数多いことと、三山郡を除いては行政区としての名称ではなく、三峯連立を意味しているとなると、特に三山と題する以上、その三山は相当に高名な景勝地であるか、史上に名の高い所を以て第1段に考え、第2段としてその他の特有な名称の分を考えるべきであろう。

#### 4

上記二十数項の三山の中から、今述べたような趣旨によって著名なところをピックアップすると次の三つにしばることができる。

(甲) 江寧県の三山（南京の西南）。

(乙) 呉興県の三山（太湖の周辺）。

(丙) 福州城の三山（福建省）。

(甲) 江寧県の三山は南京の西南・揚子江に臨んだところに在り、李白の「登金陵鳳凰台詩」で有名であることは既に述べた。これは詩に依って著名なものの代表であろう。(注2)。同じ詩人の「驚破一起三山動」も同じ所を指すという。(注3)。文選に見える謝玄暉の「晚登三山還望京邑」の三山は「江寧県北十二里、浜江有三山相接」とあるから、これは又別の三山と見ねばならぬ。

(乙) 呉興県の三山は、浙江省と江蘇省とに跨がる太湖の附近又は湖中の三山島を指し、太湖は湖岸の出入が多いため「五湖」とも異称せられ、湖中に十十余の島があり、中でも東洞庭・西洞庭・馬蹟の三山が最も景勝に富むので之を太湖の三山と呼ぶ由。(注4)。李白の「大鵬賦」に(注5)。

塊視三山            杯看五湖

という対句のあるのは之を指したのだという。然し又「水経」に(前記・大漢和③を看よ)。

太湖ニ大雷・小雷三山アリ、亦之ヲ三山湖トイフ。

との解があるので、山名は必ずしも一致せぬが湖上の三山は風雅景勝の地として有名であったらしい。「江南通志」呉県(蘇州)の項に、

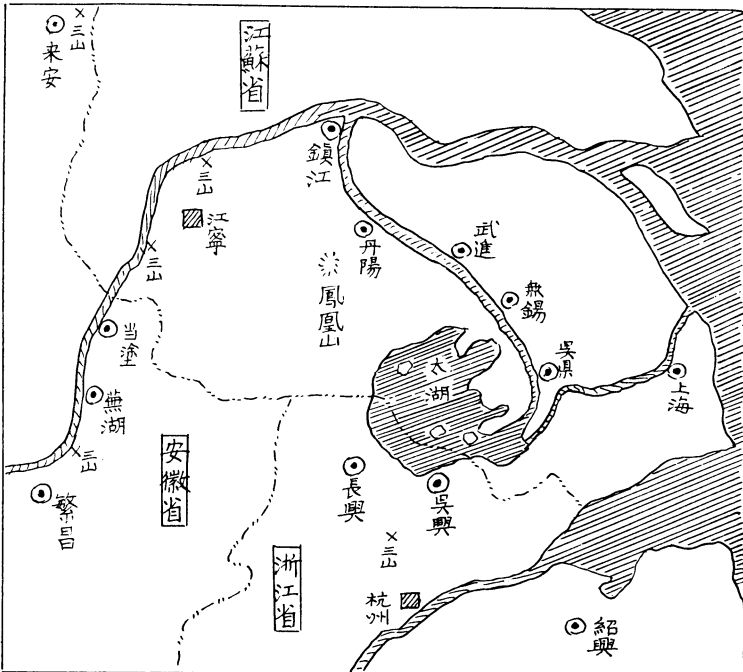
西南ヲ三山ト曰フ、三峯相連ナルアリ。昔コノ湖ヲ称シテ三山湖トナス者アルハ此レヲ以テナリ……。

とある所から見ると、太湖という名と三山という名とは相当に密接な関係にあったと思われる。三山の名は太湖の周辺に数多く、「湖州府志」長興県の項には

三山在県南六十七里……。

三山在県東南六十里……。

など甚だまちまちで、(挿図参照)



古	{ 鎮江 (潤州)	吳縣 (蘇州)	杭州 (臨安)	南京 (江寧)
名	{ 吳興 (湖州)	紹興 (會稽)	武進 (常州)	

三山と呼ばれる所が各所にあるのに驚かされる。

(丙) 福州の三山については、さきに諸橋大漢和①の項にくわしく引いたから此処にはくりかえさぬが、三峯が城邑内に在ることが特色であり、又、行政区として三山郡が置かれていたことに注目せねばならぬ。

5

三山の所在については、ほぼ上述の程度以上には出がたいから、そこで、今、管見の及ぶ範囲で、三山を郷貫乃至室号として掲げた人々の例を探ってみよう。

(A) 林之奇 (南宋) = 「通志堂経解書」に林之奇の「尚書全解」を収め「三山・拙齋・林先生」と署している。この人は中国人名大辞典によれ



ば「侯官の人、字は少穎、拙齋と号す、紹興の進士」とあるので、この三山は郷貫を示していると見られ、侯官は福州の古名であるからこれは確実に福州の三山であると判ぜられる。

- (B) 張元幹(南宋)＝「汲古閣書跋」(注6)に「仲宋・別号芦川居士・三山の人」とあり、又別に福建省閩侯県の人ともあるので、この三山は福州を指すものと判ぜられる。諸橋大漢和や人名辞典には「長楽の人、字は仲宗」と見え、長楽はやはり福州に近く東南直線40キロの地点にあたる。
- (C) 潘枋(南宋)＝「本事詞」に三山の人なりと見え、大漢和には閩県の人・字は庭堅・端平の進士とある。閩県・侯県・閩侯県・侯官など皆福州の時代的な異称であるから此の三山も亦正しく福州のものである。
- (D) 葉申薌(清)＝「本事詞」の自序に「三山・葉申薌」と署して居り、大漢和には福建の人、字は小庚と見える。この人には「小庚詩」「閩詞鈔」などの著がある。
- (E) 林雲銘(清)＝その著「莊子因」の序に「三山・林雲銘・西仲氏」と署して居り、人名辞典には侯官の出身とある。
- (F) 鄭起(北宋)＝「知不足齋叢書」に収められた「清雋集」には「三山・鄭菊山先生」と見えるが、宋史巻439によると、何許の人なるかを知らずとある。
- (G) 吳繹(元)＝「通志総序」に「五郡守・可堂・吳繹・書于三山郡齋」と見え、吳氏の出身地は不明であるけれども、郡齋とあるので福州の三山郡を意味していると考えられる。
- (H) 龔用卿(明)＝「刻通志二十略」の序に見え、長い肩書の末に「三山・後学・龔用卿撰」と署している。この三山は確かに郷貫だろうと思われるが明史に伝がないので確実にどこと指すことはできない。
- この外、大漢和には
- (I) 胡舜陟(北宋)＝三山老人と号す。
- (J) 何異(南宋)＝三山小隱と号す。

(K) 徐行可 (明) =字は三山。

など見えるが、胡と徐とは安徽省の出身、何は江西省の出身である。従ってこの三山は史的に有名な地、景勝の地に因んで選んだものと判ぜられる。

以上のうち (A) から (E) にいたる 5 件は三山が福州のものであることに注意したい。(G) も確かに同様だと考えられ、(F) (H) の三山は出身地を示したものに違いなく、而も有名な所であることが察せられ、三山を郷貫とする以上、それは一部景勝の地名ではなくて、歴とした地区の名であろうから、多分に福州を指すのではないかと疑われる。

張麟之が第 1 序の末に三山と署したのは彼が二十七才の頃である。若年の張氏が堂々と氏名に冠する三山なる名は近隣の狭い範囲の景勝地のものと考えてよからうか。それは老境隠棲者のなすところではあるまいか。気負った青年の心理の上から考えても多くの先人にならっておのれの郷貫を誇らし気に名のったのであらうと思う。してみれば指すところはおのずから一処に落ちつくわけであらう。

## 6

ここで筆端を一転して「東浦」について述べてみたい。まず東浦という名称は、その名によって予め按ずるに、海岸か湖岸か河岸か、とにかく水辺に近い所のものであらう。諸橋大漢和もその第 1 解として「東方の浦」としてゐるのは当然である。前例にならって「東浦」という名の管見に入ったものを片端から記してみることにするが、最初に

(1) 北宋・梅堯臣の「寄歐陽永叔詩」(注 7) を挙げねばならない。

只期東浦過 共醉小溪辺

堯臣は歐陽修と善く、詩に巧みで嘗て二箇年半にわたって湖州の監税官を勤めた。その伝は宋史巻 443 に見える。この双句の意は「只期ス東浦ヲ過ギルトキ、共ニ小溪ノ辺リニ酔ハン」であらうか。小溪はやはり地名で現代の地図に浙江省の西北部、太湖の南岸、呉興(古の湖州)の南に「小溪村」があり、その西、長興の西南に「小

溪市」の名が見える。私はこの際大漢和のように東浦を一般的な普通名詞と見ることに賛成し難く、小溪と共に東浦もやはり固有名詞であろうと思う。その理由は下にいたって明らかとなる。とにかくこの**東浦**は堯臣が嘗て湖州の官吏であったという事実と照らし合せて太湖の附近を指していると考えてよかろう。所で、前に挙げたように太湖の湖中或はその周辺に**三山**という名勝があるということは自然に東浦とならべて考えられ、耳をそばたせずにはおかぬものがある。然し、附近における三山の数は相当に多く、又、東浦の所在もまだ明らかでないので、性急に両者を結びつけることは慎まねばならない。

元来、太湖の南岸、呉興には由緒ある園林が多く、

- (2) 南宋・周公謹の「**呉興園林記**」(注8)を見ると、「**趙府の北園……東浦書院・桃華流水・薰風池閣・東風第一梅ナドノ亭**、正ニ湖門ノ内ニ俯臨シ、後ハ城ニ依ル。城上ヨリ一望スレバ尽ク具区(注9)ノ勝ヲ見ル。」とあり。これだけでは東浦が呉興の近くであろうと思われるだけで、必ずしも地名とは言い得ぬが、汲古閣主人毛晋がその「六十家詞」の中に
- (3) 南宋・韓玉の「**東浦詞**」を入れ其の跋に「**韓温甫**、**東浦ニ家ス**、因ツテ以テ其の詞ニ名ヅク」(注10)云々とあるのを見ると、東浦とは単に東方の浦という意味だけのものではなくて、たとえそうした行政地区名は無かったとしても、或る著名な特殊地域があってそれは誰人にも首肯せられる地点であったらうと思う。尤もこの韓玉なる人物は、同名の人が他にもあって、大漢和によると①韓玉・宋人・もと金人、著に**東浦集**がある。②韓玉・金の人・錫の曾孫・字は温甫とあり。中国人名大辞典もこれに同じい。金史第110に伝のあるのは即ち②の方で、宋史268趙鎔の伝中には売書人韓玉の名が見え、同387汪応辰の伝中には汪を讒した韓玉の名が見えるのみである。それ故に、東浦集の韓玉と韓温甫とを同一人物として取扱った毛氏

の言の当否が問題になる。

又、人名辞典によると

- (4) 南宋・黄簡，建安（福建省・建甌県）の人，呉に寓し，一名居簡，字は元易，**東浦**と号す。詩にたくみにして嘉熙中（1237—40）卒す。**東浦集**・雲壑談雋有り，とある。建安は福建省の北部に位し，海辺でもなく又，湖岸でもない。その東浦と号し，東浦集の著のあるのは，蓋し呉に寓した故ではないか。呉地は広いとしても，昔から「三呉」と称せられたのは

呉興（湖州）	・	呉郡（蘇州）	・	会稽（紹興）	〔水 経〕
呉興		呉郡		丹陽	〔通 典〕
湖州		蘇州		常州（武進）	〔指掌図〕
湖州		蘇州		潤州（鎮江）	〔名義考〕

であって，蘇州を東呉とし湖州を西呉と別称するなど何れも太湖を中心としていることに留目すべきである。呉に寓して**東浦**と号し**東浦集**の作あるところに自然に東浦という地域が浮んでくるように思う。

地名として明らかに東浦の名が記されているのは

- (5) 浙江省・黄巖県である。宋史卷97・河渠志に「黄巖県東地名**東浦**，紹興中開鑿」とある。紹興は張麟之が第1序を書いた時代であるから新らし過ぎて気になるが，東浦という名は古くから存在したのであろう。黄巖県は海浜から30キロ位の所に在る。

更に佩文韻府には大明一統志を引いて

- (6) 江蘇省の潤浦は鎮江府城の東南に在り，一名を**東浦**と云い，隋に潤州を置いたのは其の名を此れにとったのである。又，（東浦に対する）西浦は鎮江府城の西に在る云々。

大漢和辞典にはこの外に，清の陳奉茲が**東浦**と号し，同じく顧成天の室号を**東浦草堂**と称したことを掲げているが，陳は江西省徳化の人，顧は上海の人で，その他のことは不明なので，例として引くことを省いておく。

以上(1)～(6)に亘って**東浦**という名をとらえたが(1)は**東浦**・小溪・湖州の官吏という線で、(2)は吳興(古の湖州)と**東浦**書院という名で、(4)は**東浦**という号と**東浦集**という書名、それに呉に寓したという経歴で、何れも太湖に関係がある。(5)は太湖を去ること遠くて問題にならぬが、(6)の鎮江の**東浦**はやはり太湖を離れたものではない。(挿図参照)。

現在、太湖周辺の地図をいくら探しても「**東浦**」という地名を見出すことはできないが、昔太湖の湖岸が一般に東浦と称せられたのではなからうか。例えば日本における「嶽南」「河北」「甲南」「洛東」といった雅称と同じように、仮りに太湖の東岸地方を広い範囲に亘って宋代に東浦と称せられる習慣があったとすれば、張麟之がその晩年に故山を離れて、この地域に隠棲したと想像することも不可能ではなからう。

## 7

今までの記述によって、おのずから二つのイメージが浮かびあがってくるように思う。即ち指微韻鏡の刊行者・張麟之がその第1序に**三山**と署したのは「三山生れの」という意味で自己の郷貫・福州を誇示したのであろうということ、その第2序に**東浦**と署したのは彼が後年故山を離れて景勝の地太湖の湖岸に隠棲の居を営み、ここで第2序以下を綴ったので「東浦にて」という意味であろうという想像である。尤も彼が若い頃に一旦郷里を出て臨安の都に居を占め、後に湖辺に隠居したと考えてもよい。第2序の成ったのは張氏70才位の時である。いわゆる三呉の地は、当時(南宋)の都・臨安(今の杭州)に近く、学者文人に愛好された所であつたらうことは、前に挙げた「**吳興園林記**」を一読しただけでも成程と首肯せられる。

かくて此の篇で追究した**三山**の所在は、想像の程度に止まりはしたものの、福州城内の**三山**を指すことに高い確率が示された。これはつまり鎌倉時代の覚算が私抄略に述べた所と同じく、その後の諸家の説とも一致することになる。して見れば此の稿では全く無駄な努力を費したようでもあるが、堺の韻学者・河野通清が大明一統志を援いて近代的な疑問を提起して以来、混沌と

して定まらなかった三山の所在に一応仮定的な答を出したことになる。

又、東浦については従来皆目見当のつかなかったのに対し、ともかくも太湖の附近を指すだろうという、これ亦全くの仮説ではあるが一案を提出し得たことに満足する。

見聞の狭い筆者の挙げた例は貧弱極まりないものだが今はこれ以上の成果を自ら期待することはできぬ。今後新しい資料の蒐集によって三山・東浦の所在を確定し、併せて張麟之その人の生涯を明らかにし得るならば利するところは少なくないだろう。そうした前進については地下の河野通清氏と共に、後賢来哲を待つのみである。

(注1) 甲南女子短大論叢・第7号の拙稿第13節および追記参照。

(注2) 唐詩選・巻5。

(注3) 中国詩人選集・李白・上190頁。

(注4) 辞海による。

(注5) 欽定全唐文・巻347。

(注6) 芦川詞の跋。

(注7) 佩文韻府による。

(注8) 説郛収。

(注9) 具区は太湖の異名。

(注10) 汲古閣書跋による。

(1964. 12. 21稿)